

最低制限価格制度事務取扱要領

(目的)

第1条 市が発注する工事及び設計、測量及び地質調査等（以下「委託業務」という。）の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、留萌市契約規則（(昭和40年留萌市規則第29号)以下「規則」という。）第19条に規定する最低制限価格の手続について次のとおり定める。

(対象工事及び委託業務)

第2条 契約担当者（規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）は、原則として予定価格が500万円を超える工事を最低制限価格設定の対象とするものとする。ただし、予定価格が500万円以下の工事であっても当該制度の適用を必要と認めた工事は対象にできるものとする。

2 契約担当者は、原則として予定価格が250万円を超える委託業務を最低制限価格設定の対象とするものとする。ただし、予定価格が250万円以下の委託業務であっても当該制度の適用を必要と認めた委託業務は対象にできるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 契約担当者は、前条により必要があると認めるときは、次の各号に掲げる基準の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

(1) 工事の場合にあつては、次のアからエまでに定める額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額の設定は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内の額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事に係る委託業務にあつては、委託業務ごとに次のアからエまでに定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする（一の契約の中に二以上の工事に係る委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。）。ただし、その額の設定は、測量業務については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内の額、設計及び補償コンサルタント業務については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内の額とし、地質調査は、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内の額とする。

ア 設計（土木）にあつては、北海道建設部設計業務委託積算基準及び同積算基準に準じた基準によるものについては、次の(イ)によるものとし、それ以外の基準によるものについては、次の(ア)によるものとする。

(ア) 直接人件費の額、直接経費の額、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額と直接業務費の額及び技術経費の合計額に1.28を乗じて得た額のいずれか高い額

(イ) 直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

イ 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

ウ 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

エ 設計（建築）にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

オ 補償コンサルタントにあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額の合計額

(3) 工事に係らないその他の委託業務にあつては、予定価格の10分の6から10分の8.5の範囲内で定めることができる。

(4) 特別な委託業務（その内容が上記(1)から(3)に該当しないと判断されるもの）については、予定価格の10分の6から10分の8.5の範囲内で定めることができる。

2 最低制限価格を決定するに当たり、最低制限価格決定書（別記様式第1号又は第2号）を作成し、決裁を受けなければならない。

（予定価格調書の作成）

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書（別記様式第3号又は別記様式第4号）を作成しなければならない。

（入札参加者への周知）

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定した入札執行をするときは、公告又は指名通知によるほか入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すと

ともに、入札執行の際においても次の各号に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低入札価格であっても落札とならないこと。
- (3) 開札の際、最低制限価格に満たない入札をした者があった場合には、その者の氏名を読み上げ、「失格」の宣言をする。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格入札者を落札者とするものとする。

(最低制限価格の公表等)

第7条 最低制限価格は、規則第6条並びに第24条第2項の規定による通知及び第53条に基づき公表できるものとする。

2 契約担当者は、最低制限価格が推定されるものの取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう十分注意しなければならない。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が500万円を超える工事又は予定価格が250万円を超える委託業務に限る。）の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月15日以降に入札公告等を行う請負契約（予定価格が500万円を超える工事又は予定価格が250万円を超える委託業務に限る。）の入札から適用する。